

預金払戻しの拒絶につき正当な理由がないことによる遅延損害金の支払義務が肯定された事例

【文 献 種 別】 判決／福岡高等裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 2 月 12 日
【事 件 番 号】 平成 26 年（ネ）第 665 号
【事 件 名】 預金払戻請求控訴事件
【裁 判 結 果】 一部変更（確定）
【参 照 法 令】 民法 412 条・415 条・419 条
【掲 載 誌】 判時 2260 号 52 頁

LEX/DB 文献番号 25540912

事実の概要

1 Xは、平成 14 年 12 月 26 日に確定した甲家庭裁判所支部（以下「甲家裁支部」という。）の審判により成年後見が開始され、Xの母Aが成年後見人に選任された。その後、平成 25 年 11 月 6 日に確定した甲家裁支部の審判により、弁護士Bが成年後見人に追加選任され、Aは親族後見人としてXの身上監護に関する事務を、Bは専門職後見人としてXの身上監護に関する事務以外の事務を、それぞれ分掌する旨が定められ、その旨の登記は、同月 11 日に完了した。

ここで、Bは、Aに対し、XがY信用金庫に有していた普通預金及び自由金利型定期預金（以下、それぞれ、「本件普通預金」、「本件定期預金」といい、両者を併せて「本件各預金」という。）について、それまで保管していたX名義の通帳と印鑑を引き渡すよう求めたが、Aはこれを拒んだ。その上で、Aは、Yに対し、通帳を示して本件各預金の払戻しを求めるなどしていたが、Yはこれに応じなかった。

そこで、Bは、Yに対し、平成 26 年 2 月 6 日に配達された請求書によって、本件各預金に係る口座を解約する旨を申し出た上で、預金残高全額を上記請求書の到達後 1 週間以内にXに払い戻すよう求めた（以下「本件払戻請求」という。）。甲家裁支部も、Yに対し、同月 4 日付けの書面により、(a) BがXの財産管理を分掌していること、(b) Aが本件各預金に係る通帳の引渡しを拒絶していて今後もこれに応じる見込みがないこと、(c) 本件各預金の払戻しができないと、Bの事務遂行が困難になってXに係る諸経費の支出ができなくなっ

て、Xを危険な状態に陥らせる可能性があることなどを通知し、本件払戻請求に応じるよう要請した（この要請をした書面を、以下「本件書面」という。）。

しかし、Yは、約款において、普通預金・定期預金ともに、通帳の提出及び届出印の押印が必要であると定めていることを理由に（以下「本件約款」という。）、本件払戻請求に応じなかった。Yとしては、甲家裁支部・A・Bの三者で協議を行うよう依頼していたものである。

本件払戻請求を拒絶されたため、Xは、Aを法定代理人として、Yに対して本件訴訟を提起した。請求は、①口頭弁論終結時における本件各預金の残高合計 927 万円余の払戻しと、②Yに対して払戻しを求めた日の 1 週間後（平成 27 年 2 月 14 日）時点での口座残高に対する同日から支払済みまでの遅延損害金の支払いであった（本件払戻請求に応じなかったことを、以下「本件払戻遅延」という。）。

2 原審（熊本地判平 26・7・18 判時 2260 号 55 頁）は、請求①について、本件書面が示す事情を認識した「現時点においてなお、Yが本件各預金の解約及び払戻しに応じないことは、もはや相当とはいえない」と述べて、本件払戻請求を認容した。しかし、請求②について、本件払戻請求がされた時点では、いまだA・B間の協議に期待することが許されなかったわけではないため、「Y約款に基づく対応にも正当な理由があったといえ、Yの責めに帰すべき事由に基づいて履行遅滞に陥ったものとは認められない」として、遅延損害金は、口頭弁論終結時の残高 927 万円余に対する、判決確定日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合によるものと判示した。

3 Xが控訴したが、平成 26 年 8 月 1 日、Y

がXに対し本件各預金を支払ったため、Xは請求①を取り下げた。また、請求②については、平成26年2月14日から同年8月1日までの期間に発生した遅延損害金の支払いを求めるものに減縮した。

判決の要旨

一部変更。

1 本件払戻請求の拒絶が履行遅滞となる時期

「預金債権は、指名債権であり、通帳や預金証書等は、単なる証拠にすぎないから、預金者は、通帳等を所持・提示しなくても、金融機関に対して、預金の払戻しを請求することができるし、金融機関は、真の預金者の払戻請求に対しては、通帳等の所持・提示がなくても、これに応じなければならない」。通常の預金契約においては、本件約款のような「通帳等を提出する旨の特約が存在するが、それは、あくまで預金払戻請求者が真の預金者であるか否かを簡易に確認するための資料として提示を求める趣旨であり、この方法によって、窓口において、大量の預金払戻事務を安全かつ円滑に処理することができるようにしたものにすぎ」ず、「金融機関としては、通帳等の提示がなくても、他の資料等によって真の預金者であることを確認することができれば、預金の払戻しをしなければならない」と述べて、既に取り下げられた請求①について、原審同様、認容する方向で判示した。

その上で、「預金債務は、いわゆる取立債務であるから、預金者の取立行為がなければ履行遅滞とはならないところ、上記によれば、本件約款のような特約が存在する場合でも、通帳等の提示がなくとも、真の預金者による払戻請求があれば、適法な取立行為があったと評価することができると解される」として、本件普通預金の払戻債務については、預金者による払戻請求を受けた時から（民法412条3項）、本件定期預金の払戻債務については、満期の到来時（同条1項）以降、同様の払戻請求を受けた時から、それぞれ履行遅滞の責任を負うこととなり、本件定期預金は既に満期を迎えているため、本件払戻請求がなされた平成26年2月6日から1週間経過後、すなわち、「本件各預金の払戻債務については、本件払戻請求により、同年2月13日が履行期となり、いずれも

同日の経過によって履行遅滞となったと認められる」と判示した。

2 本件払戻遅延に係る違法性の有無

次に、本件払戻遅延に正当な理由があり、違法性がないといえるか否かについて述べる¹⁾。すなわち、本件払戻遅延は本件約款に従ったものであるというYの主張を、「通帳等の提示がなくても、他の資料等によって真の預金者であることを確認することができれば、預金払戻義務を負う」と述べて斥ける。そして、一方で、本件払戻請求が専門職後見人Bを介した真の預金者であるXによるものであり、他方で、本件書面の内容から親族後見人Aからの払戻請求がXによるものとはいえないことが明らかであって、Yは、「遅くとも本件書面を受領した平成26年2月5日において、これを確認できたものと認められる」。なお、「Yは、Xの財産管理権を有する専門職後見人から本件各預金の払戻しの請求がある場合、これに応ずる義務を負うものであり、親族後見人からも払戻請求を受けていることはその結論に影響するものではなく、また、専門職後見人が親族後見人から本件通帳等の引渡しを受けることを期待できたか否かとも無関係である」として、Yが板挟みのためにA・B間の協議に期待していたという事情は斟酌されないことも説示する。

以上から、「本件払戻遅延には正当な理由はなく、違法性がないとはいえないから、Yは、本件各預金の払戻債務について、平成26年2月14日以降、履行遅滞の責任を負い、遅延損害金の支払義務があるというべきである」と判示した。そのため、請求②について、控訴審で減縮した額である20万円余が認容された。

判例の解説

一 問題の所在

本件は、複数の成年後見人が選任された場合において、それら成年後見人間で事務分掌がなされたにもかかわらず、なお一部の後見人が、財産管理権限を分掌した後見人への預金通帳等の引渡しを拒んでいたことを契機とするものである。もちろん、預金通帳等引渡請求をすることが考えられるが、金融機関に直接交渉するというより簡便な方法を選択したところ、これも拒まれてしまった。

そこで、金融機関を相手に預金払戻請求をしたのが本件である。

甲家裁支部が本件書面により丁寧な要請をしていること、本件各預金の払戻しができないとXを危険な状態に陥らせる可能性があるとして説明していることから、Xにおいて支出の必要な何らかの事情が発生したと推測されるが、判決文からは明らかでない²⁾。

検討すべき問題は、本判決を踏まえた金融機関・成年後見人の実務対応³⁾と、本判決で示された履行遅滞に関する判示事項という理論的問題に大別される。

二 後見事務と金融機関の対応

まず、実務的な内容について概観しておきたい。

成年後見人は、事理弁識能力を欠く常況にある者（7条）について、審判によって選任され（843条1項）、本人のために財産管理権や代理権を有する。ここで、家庭裁判所が必要性を認めた場合には、成年後見人が複数選任されることがあり、通常は、各成年後見人は、単独で全ての権限を有する。ただし、被後見人たる本人の状況に応じて、家庭裁判所が職権によって各成年後見人の事務分掌を定めることができ（859条の2）、この定めは、後見登記等ファイルに記録される（後見登記等に関する法律4条1項7号）。

金融機関においては、口座開設者について成年後見等が開始された場合には、その内容を届けるべきことを約款で定めており、本件でのYも同様の定めを置いていたようである。このような定めの目的は、取引の相手方を財産管理権限を有する後見人のみとして、二重払い等のリスクを回避することにあるのはいうまでもない⁴⁾。

本件においては、事務分掌について、本件書面によってYに通知されており、甲家裁支部が仲介に入っていることからしても、二重払いのリスクは認められないと考えられた。本件約款の存在も、あくまで、「預金払戻請求者が真の預金者であるか否かを簡易に確認するための資料として提示を求める趣旨」にすぎないとしたことも、同様の考慮によるものであろう。近時、預金債権の共同相続において、相続人の1人へ法定相続分相当額の個別支払いを拒むことが不法行為を構成すると判断した裁判例も現れているところであり⁵⁾、無用な紛争に巻き込まれたくないことを理由にした

金融機関による払戻拒絶に対しては、裁判所は厳しい態度をとるようになってきていると評価できよう。本判決も、その流れに沿うものといえることができる。

その一方で、本件のように、親族後見人と専門職後見人が選任された場合には、元来、「赤の他人」にすぎない専門職後見人が、いわば法をふりかざして家庭内の問題に介入することについて慎重であるべきことも説かれるところである⁶⁾。預金口座を管理する金融機関には預金払戻しの拒絶が不法行為を構成する可能性を指摘しながら、預金者の後見人にはかなり広い範囲での配慮を求めるとするのは、若干の矛盾を孕んだ傾向であると思われる。裁判例全体としては、金融機関の迅速な対応を求めるものが大勢を占めるため⁷⁾、専門職後見人の職務もそれに対応したものであるよう理解すべきではないだろうか。

三 預金払戻しの拒絶と履行遅滞

では、債務者に履行遅滞責任（412条）を生じさせるための要件として、「履行可能なのに履行しないこと」と「履行期を徒過したこと」に加えて、本判決が当然の前提としていた「違法性」について検討しよう。

本来、債務者はその債務を履行すべき義務を負っているものであるから、不履行はそれ自体、「違法性」を帯びるものである。そのため、履行遅滞責任を問うために要求されているのは、「違法性」の阻却事由である。具体的には、債務者が、留置権や同時履行の抗弁権を有していないこと、すなわち、債務を履行しないことを正当化できる事由がないことが責任追及の要件となっている⁸⁾。ここでの違法性と、履行遅滞による損害賠償請求の要件に債務者の「責めに帰すべき事由」（帰責事由）を求めるかは、異なる問題であることにも注意が必要であろう。415条が「債務者の責めに帰すべき事由によって履行できなくなったとき」と定めているため、帰責事由は履行不能についてのみの要件であるとも考えられるが、通説・判例は、履行遅滞についても債務者の帰責事由を要求することで固まっている。帰責事由を主観的要件、違法性を客観的要件として対置する通説に対しては、違法性によって一元的に把握すべき立場も説かれるところであるが、少なくとも、本件では伝統的な通説の枠組みが踏襲されているといえるだ

ろう⁹⁾。ただ、この帰責事由は、本件で問題とされた「違法性」の阻却事由とは異なるものであることに加え、本件のような金銭債務については、たとえ不可抗力であっても抗弁とはできない旨を419条が定めているため、本件のような預金払戻しの拒絶の場面では、そもそも問題とはならないのである¹⁰⁾。

従来の裁判例において、預金払戻しを拒絶したことから履行遅滞責任を生じるかが争われ、本件原審のようにこれを否定したものとしては、(i) 預金者の使用者が、通帳等を提示して、15分前に振込入金された1億円の預金払戻しを求めたのに対し、本人意思確認のため翌日まで払戻しを拒絶した事例、(ii) 通帳等を提示しないで預金払戻請求をしたのに対し、預金者確認のため必要な期間を払戻拒絶した事例などがある¹¹⁾。

本件でのXの請求は、本件払戻請求の翌日から1週間経過後を問題としており、これらの裁判例とは異なる。加えて、甲家裁支部からの本件書面の存在から、本件各預金の真の権利者Xを取り巻く背景が明らかになったことを理由に、本件払戻遅延にはその違法性を阻却する事由が存しないため、請求②が認容されることとなった。家裁からの口添えに法的効力はなからうが、その実質に沿った判決であると評価できるだろう。

なお、払戻請求者の権限に疑問がある場合、相当期間経過後においても真の権利者が判明しない場合には、債権者不確知による弁済供託をすることで、履行遅滞の責任を免れる可能性について指摘するものがある¹²⁾。一般論としては首肯し得るが、前述のように、本件でのA・B間の事務分掌は登記されており、預金者本人(X)及び財産管理権限を有する成年後見人(B)は容易に判明するので、債権者不確知とはならないと思われる点を付言しておく。

●—注

1) 判決では、履行遅滞となる時期について述べた後、「そこで」という接続詞で、違法性の有無についての判断が続いているため、これを当然の要件と理解している姿勢が読み取れる。なお、この箇所、「金銭債務の履行遅滞については、過失がないことは、抗弁事由とはならないと解される(民法419条3項)」という点も確認されている。

2) 長秀之「本件判批」NBL1062号72頁も同様の推測をしている。桑田誠「本件判批」銀法796号51頁注4も

同趣旨であろうか。

3) 栗田祐太郎「本件判批」本村敦編『高齢者を巡る判例の分析と展開』(金判増刊1486号)60頁、桑田・前掲注2)48頁などは、判批というよりは実務指針である。

4) 栗田・前掲注3)61頁と、そこに付された注7、8、9を参照されたい。

5) 預金払戻しの拒絶が公序良俗に違反すると見るべき事情が存在するなど高度の違法性が認められる場合については、名古屋地判昭55・3・31判時985号106頁、東京地判平24・1・25判時2147号66頁がある他、払戻しを拒絶できないことは「法律」(判例法か?)になっていることを理由にするものに、大阪高判平26・3・20金判1472号22頁がある。概略については拙稿「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊)15号87頁を参照されたい。

6) 栗田・前掲注3)62頁と注16、17に見られる指摘であるが、家族圏全体へ配慮しては、本人たる被後見人の利益を損なう可能性もある。筆者としては、専門職後見人も、家庭裁判所によって選任されていることから、各種配慮はその時点で一定程度なされているとして、このような視点はあまり強調されるべきではないと考えている。

7) いつでも払戻しが可能な可分債権が共同相続された場合については、各相続人からの個別の分割払戻請求に応じるべきというのが、最高裁の一貫した態度である(最一小判昭29・4・8民集8巻4号819頁、近時は最三小判平16・4・20民集214号13頁など)。

8) 債務不履行という法律事実自体が違法行為であることについては、近江幸治『民法講義I 民法総則』(第6版補訂)(成文堂、2012年)168～169頁。また、履行遅滞の要件としての違法性については、同『民法講義IV 債権総論』(第3版補訂)(成文堂、2009年)57頁。

9) 伝統的通説の形成過程とその内容については、渡辺達徳「民法541条による契約解除と『帰責事由』(I)」商討44巻1＝2号243頁以下が概略を与えてくれる。

10) 原審は、請求②についての判示において、「Y約款に基づく対応にも正当な理由があったといえ、Yの責めに帰すべき事由に基づいて履行遅滞に陥ったものとは認められない」と述べているが、そもそも帰責事由は問題とならないことからすれば、この部分には疑問があると評価すべきであろう(桑田・前掲注2)51頁注2も同様の指摘をしている)。

11) (i) は高松高判平8・1・23金判995号38頁、(ii) は大阪高判平10・2・13金判1049号19頁であり、ともに履行遅滞責任は否定されている(黒田直行「本件判批」JA金融法務539号51頁に紹介がある)。

12) 黒田・前掲注11)52頁。これを肯定する事例として最判平11・6・15金判1084号38頁を引用している。